三七・〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ
三七・〇六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないかを問わない。）又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ
三七・〇七	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ
第三八類	各種の化学工業生産品		
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもとした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）		
三八〇二・一〇	活性炭	ＣＴＨ	ＣＲ
三八〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ－テルピネオールを主成分とするものに限る。）		
三八〇五・一〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇五・九〇	その他のもの	ＣＴＨ	ＣＲ
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム		
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇六・二〇	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇六・三〇	エステルガム	ＣＴＳＨ	ＣＲ
三八〇六・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	ＣＴＳＨ（有効成分の重量の五〇％以上が原産品である場合に限る。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ

三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	ＣＴＨ（第一一・〇八項又は第三五・〇五項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ
	その他のもの		
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八二一・〇〇	微生物（ウイルスその他これに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ